

主な改正内容

【本文】

・第13条

交付金の交付について、事業完了の実績報告の規定により額が確定した後としていたが、交付金の目的である第6条の要件が確認できる場合、年度終了実績報告の規定（第12条）による請求もできるようにすることで、事業期間中の完了ができない場合の事業繰越及び交付金の出来高払を可能にする。

【様式】

・第6号様式（第13条関係）

年度終了実績報告の規定による請求に対応できるように修正。